

第18 道民とともにある警察

1 警察署協議会の活動

(1) 警察署協議会の設置

警察署協議会は、国家公安委員会・警察庁が策定した「警察改革要綱」の中の施策の一つとして盛り込まれ、平成12年12月の警察法の改正により、その設置が定められました。警察署協議会の役割は、警察署の管轄区域内における警察の事務の処理に関し、警察署長の諮問に応じるとともに、警察署長に対して意見を述べることにあります。

北海道警察では、平成13年6月に全ての道内警察署に設置され、令和6年4月1日現在、北海道公安委員会から64警察署497人の方が警察署協議会委員として委嘱されています。

警察署協議会委員とは？

☆身分～特別職の非常勤の地方公務員で任期は2年です。

☆委嘱～その地域における安全に関する問題について意見、要望等を表明するにふさわしい人格や識見、地域の信頼を有する方の中から、北海道公安委員会が委嘱します。

(2) 警察署協議会の開催状況

令和5年度中、231回の会議が開催され、交通事故防止対策や地域における防犯活動、総合的な高齢者対策等の警察業務全般にわたる幅広い意見が提言され、警察署の業務運営に反映させました。



【厚別警察署協議会】

(3) 警察署協議会における意見等の反映状況

各協議会における意見を反映した主な事例は、次のとおりです。

【協議会における意見】

- 厚岸警察署協議会
管内の企業等に対し、警察からサイバー攻撃対策の指導等、何か対策はとれませんか。
- 栗山警察署協議会
警察署の窓口対応は、警察署の顔であり、笑顔での対応が重要と考えられるため、何か対策はとれませんか。

【意見の反映事例】

- 厚岸警察署では、管内のインフラ関係、医療関係、金融関係等の企業に署が独自に作成した資料等を配布し口頭指導したほか、警察からの情報提供だけではなく、各企業(16団体)がサイバーパトロールをして得た情報の提供を受けるネットワークを構築しました。
- 栗山警察署では、管内の金融機関の協力を得て、当該機関幹部から、人と接する際のマナーに関するの教養セミナーを署員に対して実施し、適切な市民応接の推進が図られるとともに、その取組状況を協議会において委員に報告して誠実に対応しました。

(4) 警察署協議会における意見等の公表

会議の都度、各協議会で「議事概要」を作成し、警察署の窓口等に備付け、住民の方が閲覧できるようにしているほか、各警察署ホームページでもお知らせしています。

2 情報公開と個人情報の保護

(1) 情報公開

ア 情報提供の推進

北海道警察では、警察本部と各方面本部に閲覧コーナーを設置して警察関係刊行物などを備え置き、申出に応じて写しの交付（実費を徴収）を行っています。

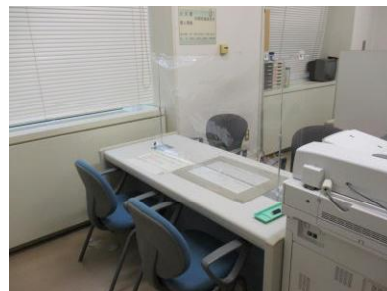
また、警察本部で制定した訓令、通達等をホームページで公表しています。



イ 公文書開示請求の状況

北海道情報公開条例に基づく公文書開示請求は、警察本部の警察情報センター、各方面本部の情報コーナー（警務課）及び各警察署の情報コーナー（警務課）で、平日の午前8時45分から午後5時30分まで受け付けています。

令和5年中に公安委員会と警察本部長に対して行われた公文書開示請求と、その開示決定等の件数は次表のとおりです。



請求先	開示請求	取下げ	開示決定等						不服申立
			開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	計	
公安委員会	7	5	0	1	0	1	1	3	0
警察本部長	116	13	5	89	3	15	2	114	2
合計	123	18	5	90	3	16	3	117	2

注 1件の開示請求に複数の開示決定等の処分をしたものがあるので、開示請求の件数と開示決定等の件数とは一致しません。

(2) 個人情報の保護

ア 個人情報の適正な取扱い

北海道警察（公安委員会・警察本部長）は、これまで北海道個人情報保護条例の実施機関でしたが、令和5年4月1日から、「個人情報の保護に関する法律」の適用を受ける地方公共団体の機関として、全国的な共通ルールに基づき保有個人情報等の適正な取扱いに努めています。

イ 個人情報開示請求の状況

「個人情報の保護に関する法律」に基づく保有個人情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求は、警察本部の警察情報センター、各方面本部の情報コーナー（警務課）及び各警察署の情報コーナー（警務課）で、平日の午前8時45分から午後5時30分まで受け付けています。

令和5年中に公安委員会と警察本部長に対して行われた個人情報の開示請求と、その開示決定等の件数は次表のとおりです。

請求先	開示請求	取下げ	開示決定等							不服申立
			開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	拒否	計	
公安委員会	2	0	1	0	0	1	0	0	2	1
警察本部長	266	5	4	256	3	3	0	1	267	3
合計	268	5	5	256	3	4	0	1	269	4

注1 令和5年1月1日から同年3月31日までは「北海道個人情報保護条例」に基づく個人情報の開示請求、同年4月1日以降は「個人情報の保護に関する法律」に基づく保有個人情報の開示請求になります。

2 1件の開示請求に複数の開示決定等の処分をしたものがあるので、開示請求の件数と開示決定等の件数とは一致しません。

3 情報発信

(1) 北海道警察ホームページ

北海道警察ホームページは、警察の紹介、各種手続、情報提供等を発信し、警察活動に関する御理解と御協力をお願いしています。

北海道警察ホームページには、目の不自由な方などに配慮した音声読み上げ対応ページや外国の方に対する英語、ロシア語、韓国語、中国語の外国語版ページを掲載しています。

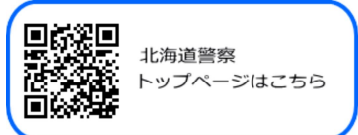
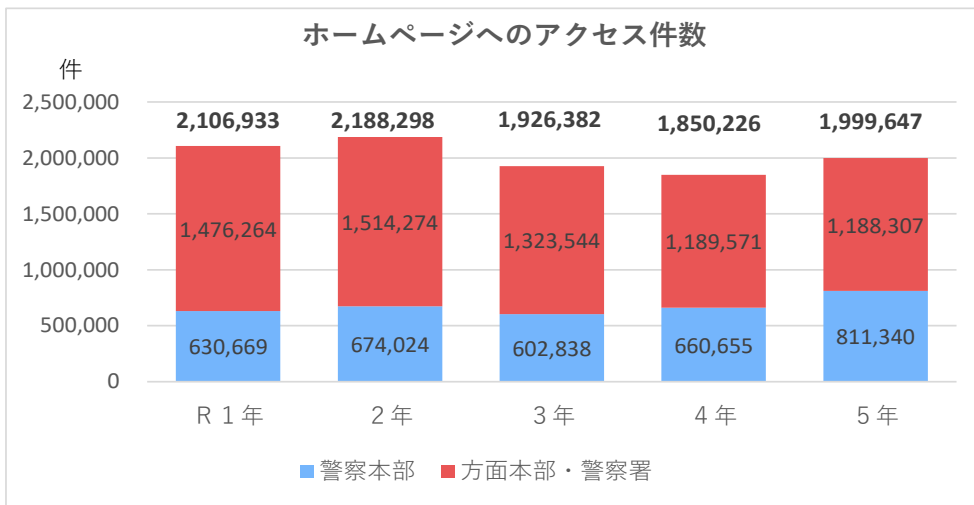
また、不審者情報等を表示する犯罪発生マップや事故現場や状況を知らせる交通事故情報マップを掲載して、犯罪や交通事故の防止にも努めています。

令和5年中の総アクセス件数は81万1,340件であり、「事件・事故情報、昨日の出来事」「運転免許証に関する各種手続案内」等へのアクセスが多い傾向にあります。

また、方面本部、警察署でもホームページを開設しており、昨年の方面本部及び警察署へのアクセス件数は118万8,307件となっています。



【北海道警察ホームページ】



北海道警察ホームページアドレス <https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/>

(2) YouTube「北海道警察公式チャンネル」

令和2年6月22日に、情報発信機能の強化を図ることを目的として、YouTubeに「北海道警察公式チャンネル」を開設し、北海道警察の広報全般に関する動画を配信して効果的な広報活動を推進しています。令和6年7月末時点で360件の動画を配信し、チャンネル登録者数は6,811人、総再生回数は143万5,172回となっています。

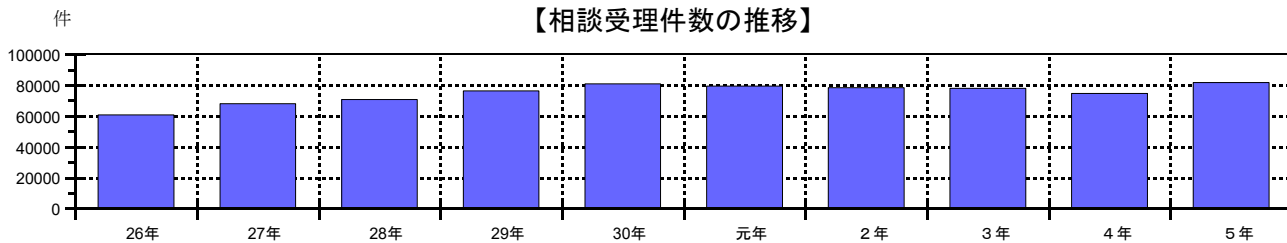


【北海道警察公式チャンネル】

4 警察相談の受理

(1) 警察相談受理件数の推移

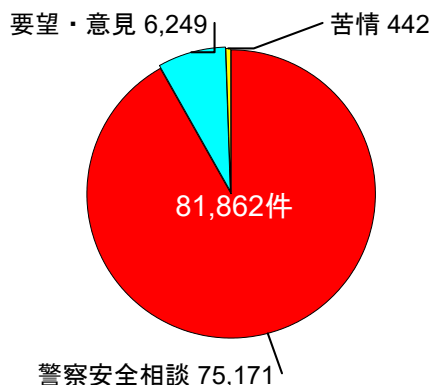
道内の警察相談受理件数は、平成23年以降増加の一途を辿り、平成30年から減少に転じたが、令和5年は8万1,862件と過去最高を記録しています。



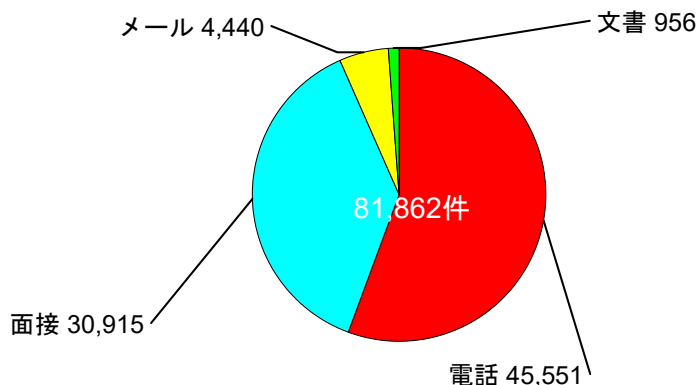
区分\年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年
受理件数	60,916	68,200	70,880	76,342	81,073	79,569	78,400	77,989	74,805	81,862
#9110	8,167	9,815	9,430	10,003	9,208	8,775	8,295	8,322	9,124	12,656

(2) 令和5年中の警察相談受理状況

ア 相談種別

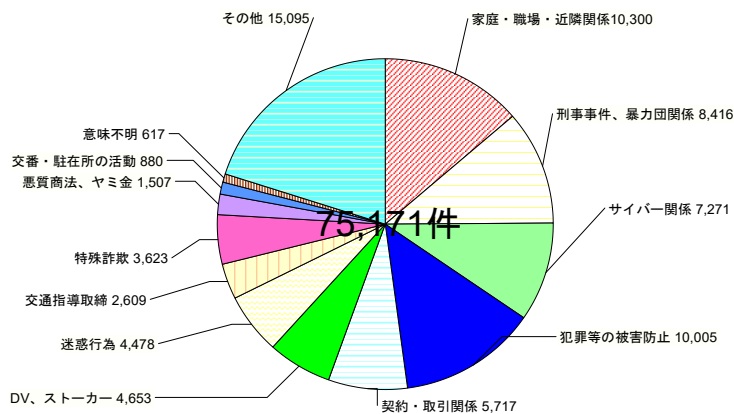


イ 受理態様別



ウ 警察安全相談の分類別

- 家庭・職場・近隣関係が10,300件で約13.7%を占め、最も多い分類項目（前年比+3.4%）
- 犯罪等の被害防止が増加（10,005件、前年比+60.0%）
- 特殊詐欺が増加（3,623件、前年比+59.8%）

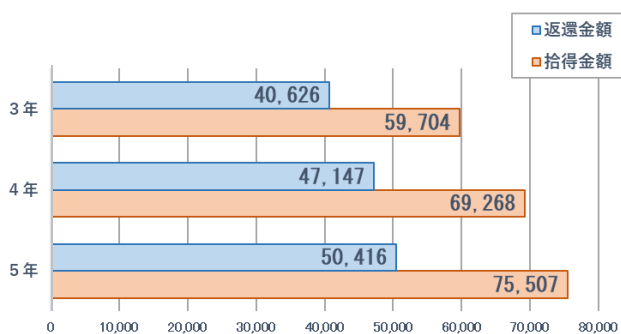


「警察の相談ダイヤル #9110番」

5 遺失物・拾得物の取扱い

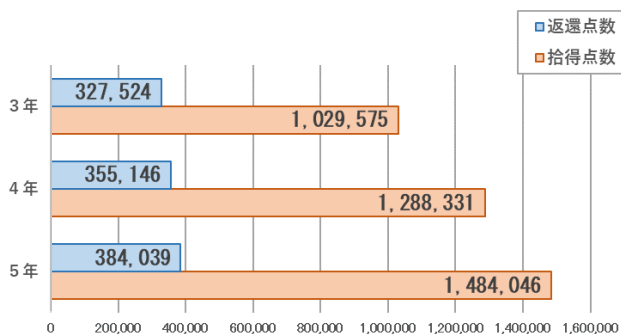
令和5年中における遺失物・拾得物の取扱状況

- 遺失物（落とした物）の届出は、現金 約13億3,324万円、物品 48万282点
- 拾得物（拾った物）の届出は、現金 約7億5,507万円、物品 148万4,046点
- 遺失者に返還されたものは、現金 約5億416万円、物品 38万4,039点となっています。



【拾得現金取扱状況】

万円



【拾得物品取扱状況】

点

落とし物の届出は、最寄りの警察署・交番・駐在所にしてください。

また、インターネットで落とし物情報を公表しています。

- ・ 北海道で落とされたものの公表（北海道警察ホームページ）

(<http://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/00ps/otoshimono>)

- ・ 他府県で落とされたものの公表（警察庁ホームページ）

(<https://www.npa.go.jp/bureau/soumu/ishitsubutsu/ishitsu-todokedekensaku.html#kensaku>)



北海道での
落とし物情報はこちら



他府県での
落とし物情報はこちら

6 道民とふれあう警察

(1) 北海道警察音楽隊の活動

北海道警察音楽隊は昭和31年に発足し、昭和57年にはカラーガード隊が設置され、交通安全や防犯関係行事、各種式典等で演奏活動を行い、道民と警察を結ぶ「音の架け橋」として、道民と触れ合う警察活動を実践しています。

コロナ禍により一時、公演を中止していましたが、令和4年から本格的に活動を再開し、令和5年は全道各地において120回を超える公演を行い、演奏や音楽劇等を通して延べ14万人を超える皆様に、飲酒運転の防止や特殊詐欺被害防止などの呼び掛けを行いました。



【道警ふれあいコンサートの開催状況】



【令和5年の活動の様子】

(2) 庁舎見学

警察本部庁舎では、道民の皆さんに警察の仕事や施設を知っていただくため庁舎見学を実施しています。

制服等の展示コーナーや通信指令室、交通管制センター、見学者ホールを見ることができます。

見学は予約制になりますので、ホームページ等で確認してください。



【警察資料展示コーナー】



【ほくとくんが出迎えます】



警察本部の庁舎見学
はこちらから



【YouTube動画】

YouTubeで
「庁舎見学ツアー」
を配信してるよ。
ぜひ見てね!!



